

# 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

昭和22年 4月30日 法律 第80号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

平成22年 8月11日 法律 第47号

## 改正前

## 改正後

- 附則 -

施行日：平成22年 8月11日

- ① この法律は、国会法施行の日〔昭和二二年五月三日〕から、これを施行する。
- ② 昭和二十一年法律第二十号は、これを廃止する。
- ③ 昭和四十九年度に限り、第十一条の二から第十一条の四までの規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十二号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する各議院の議長、副議長及び議員は、昭和四十九年三月二日から施行日までの期間につき期末手当を受ける。
- ④ 前項の規定による期末手当の額は、施行日において同項に規定する者が受けるべき歳費月額及びその歳費月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与に関する法律の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
- ⑤ 議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、昭和五十六年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十五号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。
- ⑥ 平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第八十二号）の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる第十一条の四の規定による期末手当については、第十一条の二第二項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定により期末手当を受ける職員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第八十二号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の四第二項の規定の例により」とする。
- ⑦ 議長及び副議長の歳費月額は、平成十一年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十一号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（次項において「改正前の特別職給与法」という。）別表第一に掲

- ① この法律は、国会法施行の日〔昭和二二年五月三日〕から、これを施行する。
- ② 昭和二十一年法律第二十号は、これを廃止する。
- ③ 昭和四十九年度に限り、第十一条の二から第十一条の四までの規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十二号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する各議院の議長、副議長及び議員は、昭和四十九年三月二日から施行日までの期間につき期末手当を受ける。
- ④ 前項の規定による期末手当の額は、施行日において同項に規定する者が受けるべき歳費月額及びその歳費月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与に関する法律の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
- ⑤ 議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、昭和五十六年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十五号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。
- ⑥ 平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第八十二号）の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる第十一条の四の規定による期末手当については、第十一条の二第二項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定により期末手当を受ける職員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第八十二号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の四第二項の規定の例により」とする。
- ⑦ 議長及び副議長の歳費月額は、平成十一年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十一号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（次項において「改正前の特別職給与法」という。）別表第一に掲

- げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額及び  
及び国務大臣の俸給月額に相当する金額とする。
- ⑧ 議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五  
条の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一  
日までの間は、改正前の特別職給与法別表第一  
に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額と  
する。
- ⑨ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及  
び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成  
十五年三月三十一日までの間は、それぞれ特別  
職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本  
国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律（平成十四年法律第七  
号）第一条の規定による改正前の特別職の職員  
の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理  
大臣の俸給月額に相当する金額、国務大臣の俸  
給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月  
額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額  
とする。
- ⑩ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及  
び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成  
十六年三月三十一日までの間は、それぞれ特別  
職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本  
国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律第一条の規定による改正  
前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一  
に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金  
額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大  
臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九  
十を乗じて得た額とする。
- ⑪ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及  
び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成  
十七年三月三十一日までの間は、それぞれ特別  
職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本  
国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律第一条の規定による改正  
前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一  
に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金  
額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大  
臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九  
十を乗じて得た額とする。
- ⑫ 平成十七年十二月に支給する期末手当の額の算  
定については、一般職の職員の給与に関する法  
律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第  
百十三号）附則第五条の規定の例による。
- ⑬ 平成二十一年六月に受ける第十一条の二第一項  
の規定による期末手当に関する同条第二項の規  
定の適用については、同項中「特別職の職員の  
給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五  
十二号）」とあるのは「一般職の職員の給与に  
関する法律等の一部を改正する法律（平成二十  
一年法律第四十一号）第四条の規定による改正  
後の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二  
十四年法律第二百五十二号）附則第五項の規定  
の適用がないものとした場合における同法」  
と、「額と」とあるのは「額に、百分の八十を  
乗じて得た額と」とする。

- げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額及  
及び国務大臣の俸給月額に相当する金額とする。
- ⑧ 議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五  
条の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一  
日までの間は、改正前の特別職給与法別表第一  
に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額と  
する。
- ⑨ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及  
び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成  
十五年三月三十一日までの間は、それぞれ特別  
職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本  
国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律（平成十四年法律第七  
号）第一条の規定による改正前の特別職の職員  
の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理  
大臣の俸給月額に相当する金額、国務大臣の俸  
給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月  
額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額  
とする。
- ⑩ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及  
び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成  
十六年三月三十一日までの間は、それぞれ特別  
職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本  
国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律第一条の規定による改正  
前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一  
に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金  
額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大  
臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九  
十を乗じて得た額とする。
- ⑪ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及  
び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成  
十七年三月三十一日までの間は、それぞれ特別  
職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本  
国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律第一条の規定による改正  
前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一  
に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金  
額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大  
臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九  
十を乗じて得た額とする。
- ⑫ 平成十七年十二月に支給する期末手当の額の算  
定については、一般職の職員の給与に関する法  
律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第  
百十三号）附則第五条の規定の例による。
- ⑬ 平成二十一年六月に受ける第十一条の二第一項  
の規定による期末手当に関する同条第二項の規  
定の適用については、同項中「特別職の職員の  
給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五  
十二号）」とあるのは「一般職の職員の給与に  
関する法律等の一部を改正する法律（平成二十  
一年法律第四十一号）第四条の規定による改正  
後の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二  
十四年法律第二百五十二号）附則第五項の規定  
の適用がないものとした場合における同法」  
と、「額と」とあるのは「額に、百分の八十を  
乗じて得た額と」とする。

◆追加◆

⑭ 当分の間、平成二十二年七月分以降の歳費について、月の初日以外の日に議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の末日以外の日に衆議院の解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなつた者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算することとした場合（月の初日以外の日に議長又は副議長となつた者はその日の前日まで議員の歳費を受け、月の末日以外の日に議長又は副議長でなくなつた者はその日の翌日から議員の歳費を受けるものとして計算する。）にその月分の歳費として受けることとなる額を差し引いた額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

- 改正法・附則・題名- ～平成22年 8月11日 法律 第47号～

施行日：平成22年 8月11日

◆追加◆

附則（平成二二・八・一一法四七）

- 改正法・附則- ～平成22年 8月11日 法律 第47号～

施行日：平成22年 8月11日

◆追加◆

この法律は、公布の日から施行する。